

スティグマの公表

「不法入国」をいかに語るか

神戸大学国際文化学研究所

朴沙羅

(1) 目的

公表することが調査対象者にとって不利益を招く場合、調査の結果得られたデータをどこまで公表すべきだろうか。かりに調査の時点で、調査を行うことや調査結果を公表することに関して被調査者から同意が得られていたとしても、いざ公開するとなったときに「本当に大丈夫だろうか」と思うことはないだろうか。本報告は、この問いに答えることで、調査結果の公表時に起こり得るリスクを避ける方法を模索する。

(2) 方法

報告者はこれまで、戦後の朝鮮半島から日本への「密航」を体験した人々を調査の対象としてきた。その調査結果の公表に際して、報告者自身の体験から考察する。データとしては生活史調査を行う際のフィールドノート・録音された音声データのほか、調査対象者との関係を取り結ぶ際の仲介者（在日コリアンを対象としたデイサービスセンターの職員）とのやり取りを記したフィールドノートを用いる。

(3) 結果

これまでの調査では3点の結果が得られている。1点目は「記録され公表されることが調査対象者にとってエンパワメントになる」と仲介者が判断し、調査結果の公開を促されたという事例だ。この事例においては、報告者の心配は杞憂に終わり、むしろ実名での成果公開を促され、また調査成果を説明する場が設けられた。

2点目は、調査対象者にとって「密航」という体験は人生の転機であり、自ら「密航者」であることを周囲に公言していた場合である。この場合もまたデータの公開に際して問題は生じなかった。

3点目は調査対象者が「密航」という体験を「当時は自分の周囲の人々は誰でも密航していた」「密航は特に人生の中で大きな事件ではない」と判断した場合である。この場合、調査成果を公開すること自体については調査対象者と調査者との間で問題は生じなかった。しかし、調査の結果得られたデータは「密航体験者の生活史」として理解可能なものではなかった。「密航」は調査対象者たちにとって、結婚や就労、学業や子育てと同程度の地位しか与えられていない場合もあった。この場合、生活史あるいは個人史として分析するという調査者の当初の計画は変更を余儀なくされた。調査者が生活史を収集しながら、最終的な成果物には調査対象者の生活史（まとまりのある個人史）を一切用いず、過去の出来事に関する断片的な記述を収集し、「過去に何を行っていたか」の再構成に終始した大きな理由はここにある。

第1・第2・第3の結果は相互に排他的なものではないが、報告者のデータ分析に大きな影響を及ぼしたのは第3の結果だ。これは「どこまで書くか」というよりも「どのように書くか」の問題だが、これら2点は分けることのできない問題だった。